

## 6 利用円滑化経路上のエレベーター

エレベーターは障がい者、高齢者にとって、垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、かご及び乗降ロビーの構造は車いす使用者や視覚障がい者が円滑に利用できるように配慮することが必要である。

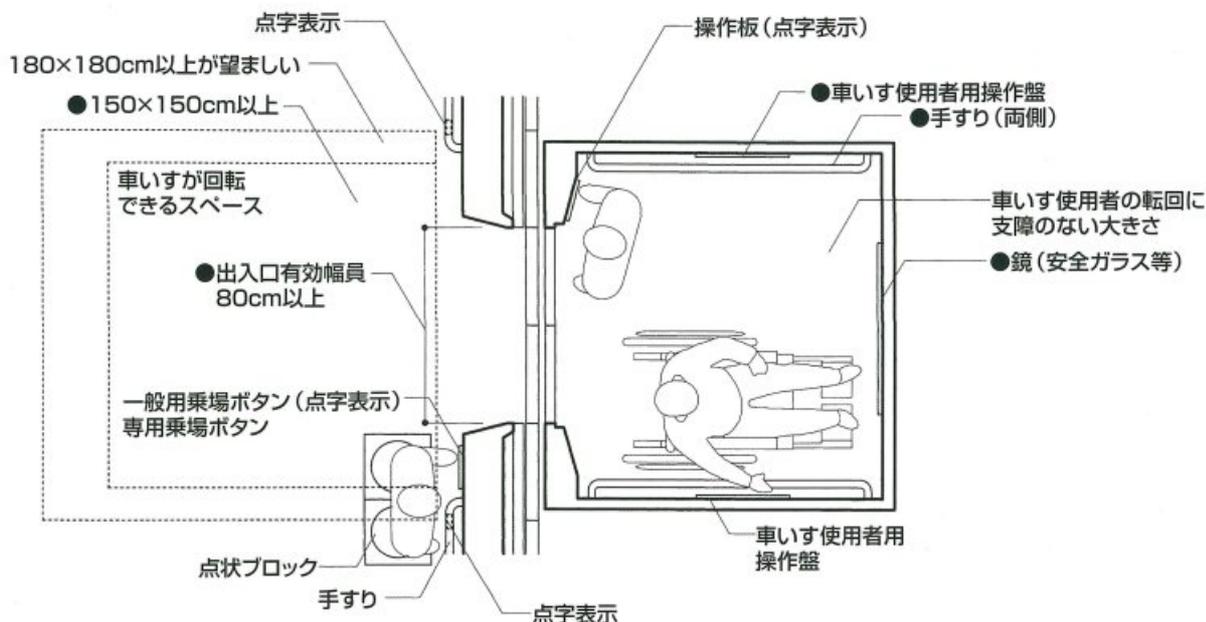
### (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号オ)

- ①床面積2,000㎡以上の建築物に設けるエレベーター（学校、共同住宅に設けるものを除く。）
- ②床面積2,000㎡以上の学校、共同住宅に設けるエレベーター
- ③床面積2,000㎡未満の建築物に設けるエレベーター（学校、共同住宅に設けるものを除く。）
- ④床面積2,000㎡未満の学校、共同住宅に設けるエレベーター

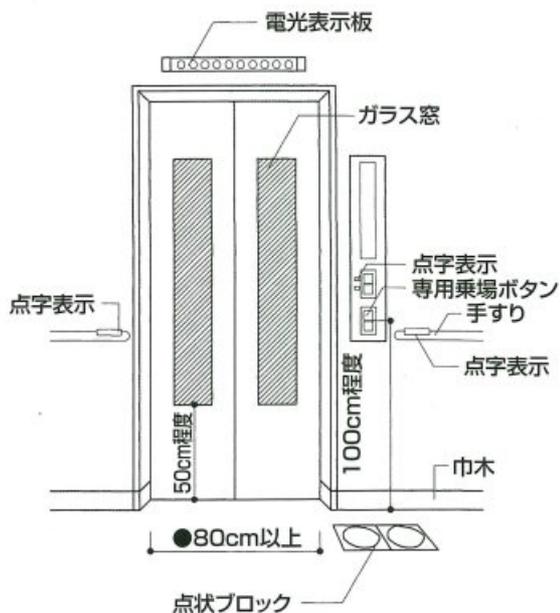
構 造	必要項目				望ましい整備	解 説
	①	②	③	④		
<b>かごの大きさ</b> A かごの床面積は1.83㎡以上とすること。	●				・ 床面積2.09㎡以上が望ましい。	車いす使用者が前進で乗り込み、かごの中で転回し前進で降りられることが基本である。
B かごは車いすの転回に支障がない構造とすること。	●					JIST9201で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさは、間口140cm×奥行き135cm
<b>停止階</b> C かごは、利用居室、住戸等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	●	●	●	●		
<b>出入口幅</b> D かご及び昇降路の出入口の幅は、内のを80cm以上とすること。	●	●	●	●	・ 幅90cm以上とする。 ・ 扉は、車いす用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮すること。	内り80cmとは、車いすが通過できる寸法である。
<b>かごの奥行き</b> E かごの奥行きは、内のを135cm以上とすること。	●	●				かごの奥行き135cmとは、JISの11人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさである。
<b>乗降ロビーの大きさ</b> F 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは内のを150cm以上とすること。	●	●	●	●	・ 幅及び奥行きを180cm以上とする。	
<b>車いす使用車用の制御装置</b> G かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	●	●	●	●	・ 高さ100cm程度が望ましい。 ・ かご内の緊急呼出しボタンやインターホンは車いす使用者の手の届く位置に設置する。	
<b>表示装置</b> H かご内には、停止予定階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	●	●	●	●	・ 電子文字掲示板や、聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行うことが望ましい。	
I 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	●	●	●	●		
<b>手すりの設置</b> J かご内には、両側に手すりを設けること。	●	●	●	●		・ 高齢者等に配慮した対応である。

■エレベーター

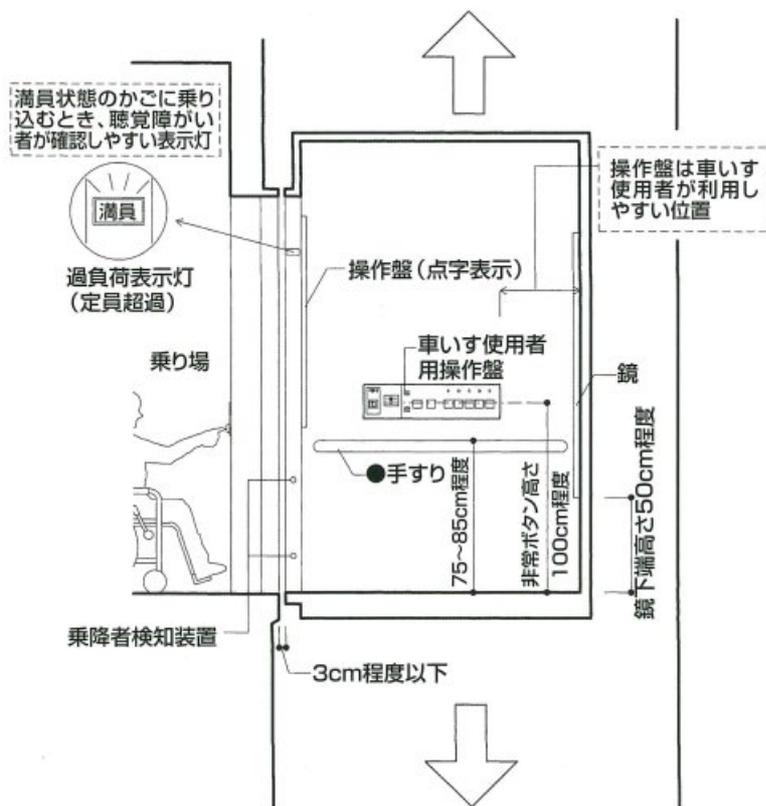
■平面図



■エレベーター出入口(乗り場)



■かご内の断面図

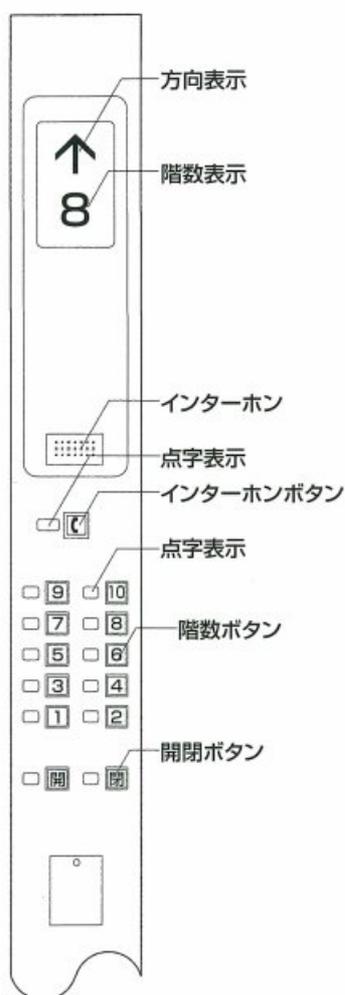


構 造	必要項目				望ましい整備	解 説
	①	②	③	④		
<b>鏡の設置</b> K かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を除く。	●	●	●	●		かご内で同乗者が多く、車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かご入口正面に後方確認用の鏡（ステンレス製又は安全ガラス等）等を設けることが必要である。
<b>音声装置</b> L かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	● ※	●	● ※	●		
<b>視覚障がい者対応の制御装置</b> M かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（Gの装置とその他の位置に制御装置を設ける場合は、Gの装置以外に設けるものに限る。）は、点字による表示等視覚障がい者が容易に操作ができる構造とすること。	● ※		● ※			
<b>音声装置</b> N かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けること。	● ※	●	● ※	●		
<b>視覚障害者誘導用ブロック</b> O 乗降ロビーには、Mの制御装置の位置を知らせる視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	● ※		● ※			
<b>かごの大きさ</b> P かごの大きさは、障がい者、高齢者等が利用しやすい大きさとすること。			●	●		

※ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーターに整備。

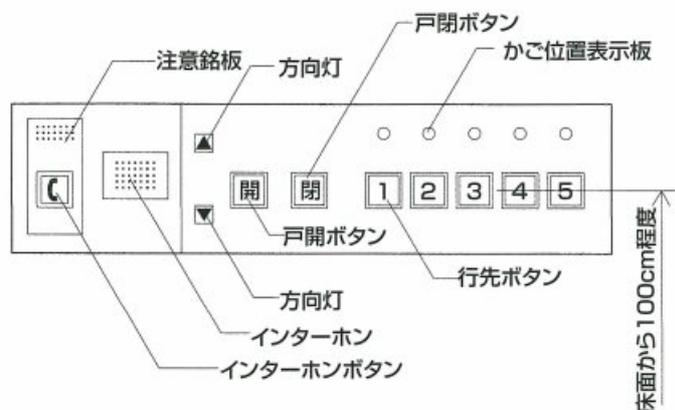
## エレベーター 操作盤

### 縦型操作盤

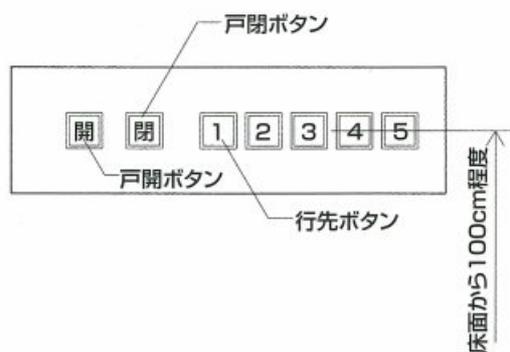


### 車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

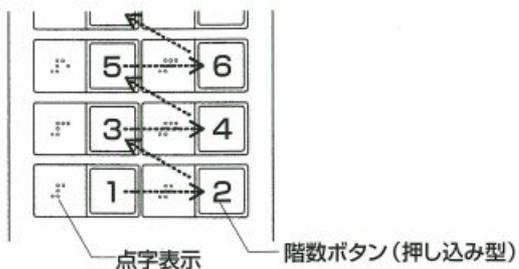


### 車いす使用者対応副操作盤



### 階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンは2列になる場合は千鳥配列が望ましい



### シンボルマーク及び注意銘板の例



お 願 い

お身体の不自由な方、お年寄の方の優先的な  
利用にご協力ください。

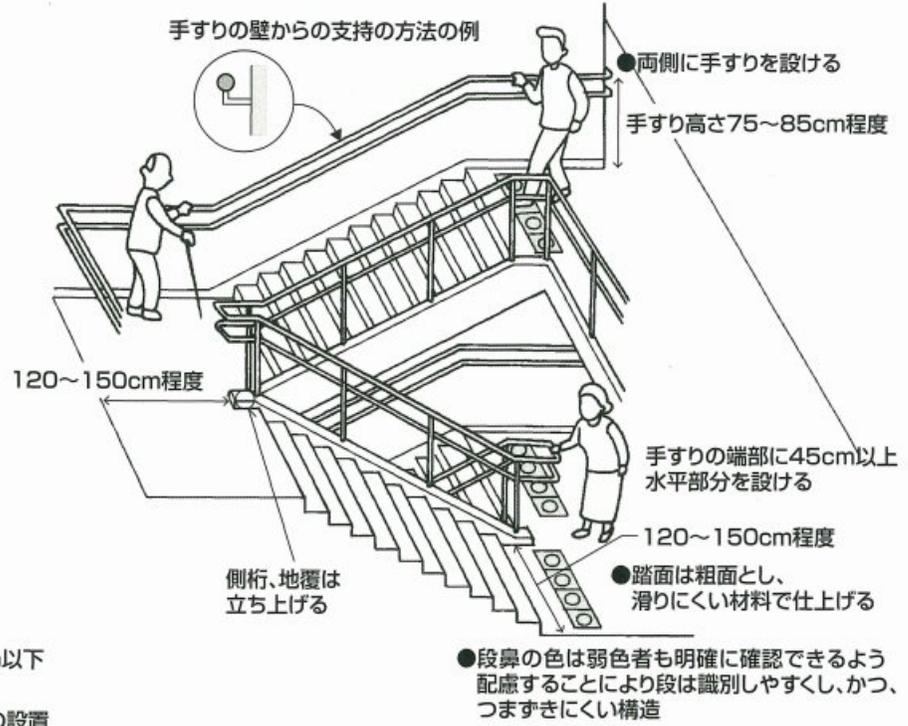
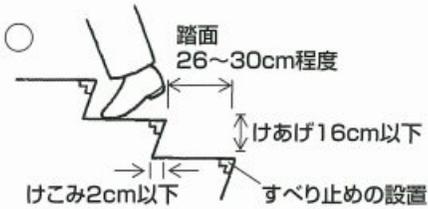
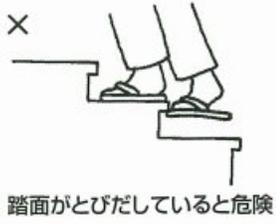
## 7 階段

階段は高齢者、つえ使用者、視覚障がい者等の昇降にとって大きな負担になるとともに、転落等の事故の危険性が高いところであり、また、避難にも利用するため安全に対する十分な配慮が必要である。

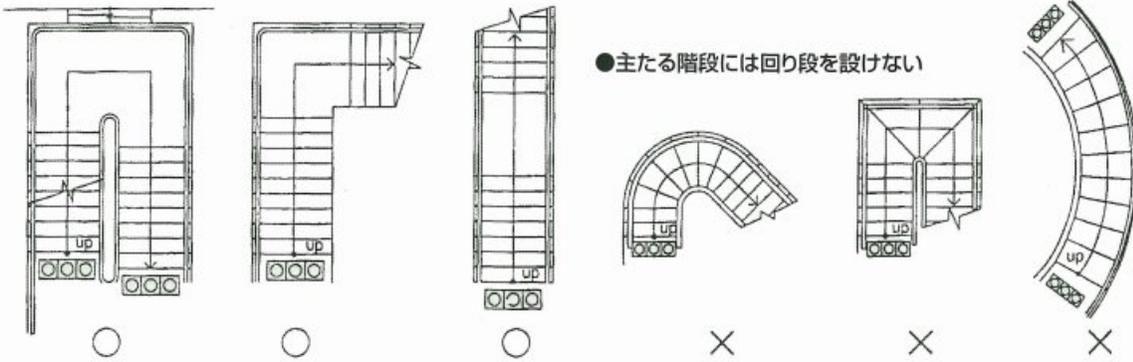
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 階段の一般基準 (規則別表2 1 建築物の表2の項) 手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する階段は、次の構造とする。</p> <p>ア 段がある部分には両側に手すりを設け、踊場には必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>イ 手すりを設ける場合には、端部が突出しない構造とし、不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものについては、必要に応じ、端部付近や必要な箇所に誘導のための点字表示を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段と踊場に連続して設置するのが望ましい。</li> <li>・ 外形4cm程度の握りやすいものとする。</li> <li>・ 壁とのすきまは5cm程度とする。</li> <li>・ 点字により、現在位置を表示すること。</li> <li>・ 端部、踊場などの水平部は30～45cm以上手すりを延長するのが望ましい。</li> <li>・ 手すりの取り付け高さは75～85cm程度とし、子どもの利用を考慮して60～65cm程度のを併設する。</li> </ul>	<p>階段の昇降を安全に行うための措置である。手すりは、利き手や左右の半身まひなどを考慮し、段の両側に設置しなければならない。</p> <p>不特定多数の人や視覚障がい者が利用する施設では、手すりが誘導する方向等を点字により表示するなど配慮すること。</p>
表面の仕上げ	ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
踏面、けあげの仕様	<p>エ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ 段鼻の突き出しをなくす等、つまずきにくい構造とすること。</p>		<p>エ 弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。</p> <p>オ けこみ板がないなど足がひっかりやすい構造は避ける。</p>
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>カ 段がある部分の上端及び下端に接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するものに限る。）には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、次の場合を除く。</p> <p>(ア) 主として自動車の駐車のに供する施設に設ける階段の踊場</p> <p>(イ) 段がある部分と連続して手すりを設ける踊場</p>		<p>カ 点状ブロックにより、段の存在を警告する。</p>
(視覚障害者誘導用ブロックの敷設の緩和)			<p>視覚障がい者の安全な利用に配慮した対応である。</p>
回り段の禁止	キ 主たる階段は、回り階段でないこと。		<p>高齢者等にとって一つの路面で内側と外側の寸法が異なる回り階段は危険であるとともに、視覚障がい者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。</p> <p>松葉つえを落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。</p>
縁端の構造	ク 縁端には、壁又はつえの脱落を防止するために必要な立ち上がり設けること。		
縁端の構造	ケ 段の幅、けあげ及び踏面並びに踊場の幅は、障がい者、高齢者等が円滑に昇降できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面26～30cm程度、けあげ16cm以下、けこみ2cm以下が望ましい。</li> <li>・ 幅は、松葉杖使用者に配慮し、最低120cmとすることが望ましい。</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明は、安全な昇降に配慮し、できるだけ足元まで明るくすることが望ましい。</li> </ul>	
(2) 利用円滑化経路上の段差の解消 (規則別表2 1 建築物の表7の項 第2号ア)	<p>利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターを併設する場合を除く。</p>		

## 階段の構造

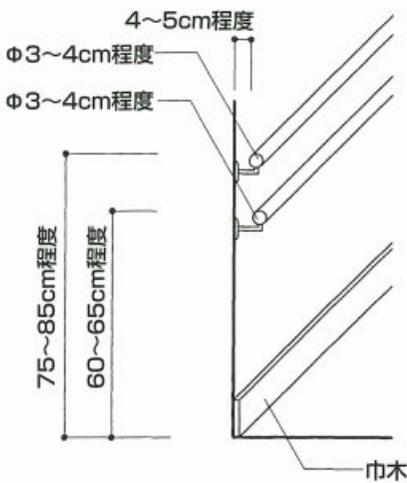
### 各部の整備例



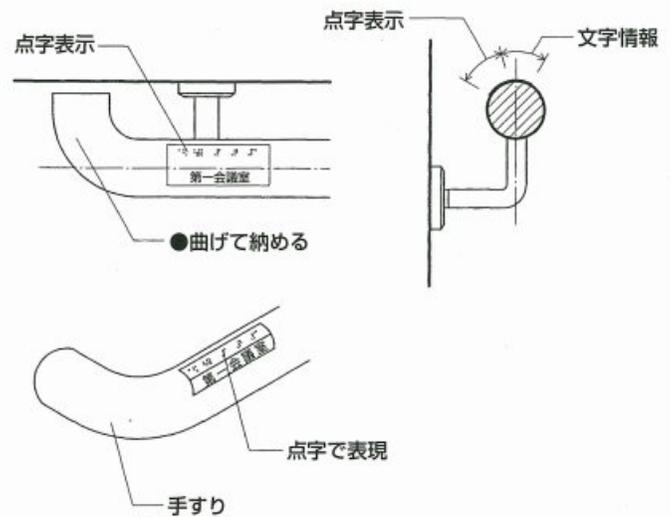
### 階段形式の例



### 壁面の設置例



### 手すりの端部と点字表示

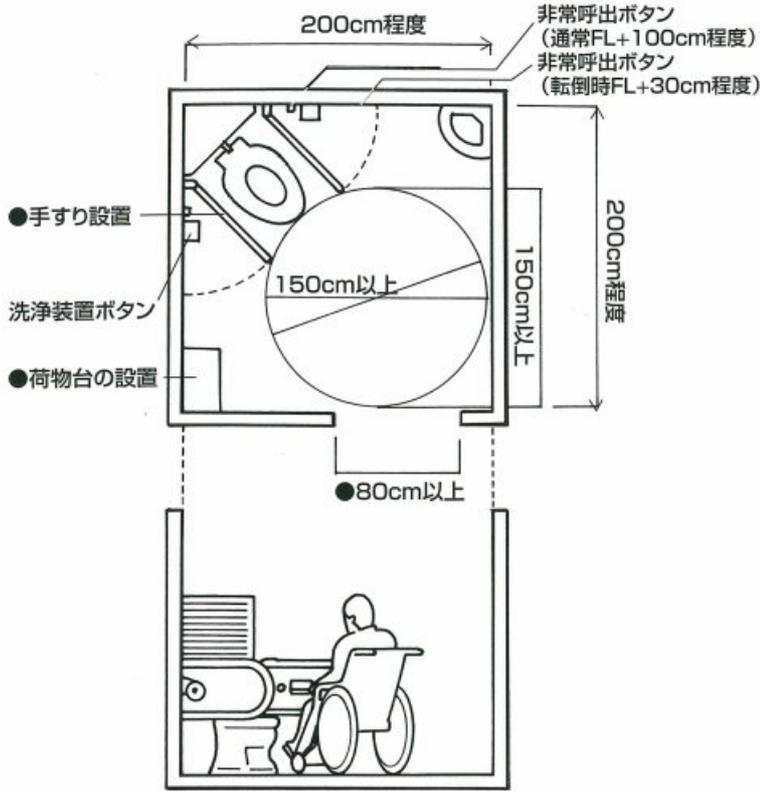


## 8 便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表2 1 建築物の表4の項）

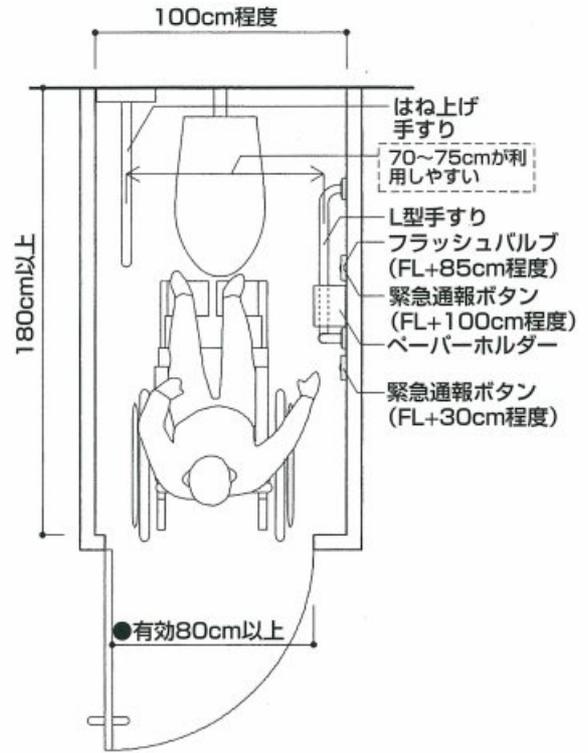
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるようにする。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
<p>(1) 便所の構造</p> <p>車いす使用者用便房の数</p> <p>出入口の表示</p> <p>床面の設計</p>	<p>(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下（1）において同じ。）内に、車いす使用者が円滑に利用できる便房（車いす使用者用便房）を1以上設けること。</p> <p>イ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、粗面とし、又はぬれでも滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>・ 不特定多数の人が利用する便所を設ける際には、車いす使用者用便房を1以上設置する。</p>	<p>構造は(2)を参照。</p> <p>車いす使用者用便房は、車いす使用者のみでなく、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた保護者等誰もが利用しやすいものであり、便房の出入口付近にはその旨を表示する。</p>
<p>(2) 車いす使用者用便房の構造</p> <p>腰掛便座の設計</p> <p>便房内の空間</p> <p>洗浄装置の構造</p> <p>非常警報装置の設置</p> <p>その他の設備</p> <p>オストメイト対応の設備</p>	<p>(2) (1)アの車いす使用者用便房は、次の構造とする。</p> <p>ア 腰掛便座の両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 腰掛便座は、できる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>エ 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。</p> <p>オ 車いす使用者用便房を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>カ 荷物台が適切に配置されていること。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p> <p>ク 旅客施設や床面積の合計が5,000㎡以上の建築物に設ける車いす使用者用便房（不特定多数の者が利用するものに限る。）の1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p>	<p>・ 座面の高さは、40～45cm程度とする。</p> <p>・ 手すりの高さは65～70cm程度とする。</p> <p>・ 出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。</p> <p>・ 便房の広さは200cm四方程度とする。</p> <p>・ 腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</p> <p>・ 転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</p> <p>・ 手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</p> <p>・ 便房内に手洗い器を設ける。</p> <p>・ ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</p> <p>・ 手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</p> <p>・ 汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。</p> <p>・ 温水が出るシャワーを設置する。</p>	<p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、便座の両側に設置し、左右どちらからでも移乗できるように空間を確保する必要がある。</p> <p>車いす使用者用便房は、出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画がありえることから、具体的な寸法は規定していないが、車いすが転回できるスペースが確保できていることが望ましい。</p> <p>不特定多数の人が利用する施設では、洗浄装置を視覚障がい者が探しやすい位置に設置し、操作が分かりやすいものにするなどの配慮が必要。</p> <p>また、同一建築物内では、同一仕様の洗浄装置とすることが望ましい。</p> <p>人工肛門、人口ぼうこう保有者（オストメイト）の方が、パウチ（便や尿をためておくために装着する袋）や汚れ物、汚れた衣服を洗浄する設備を設けることが必要である。</p>

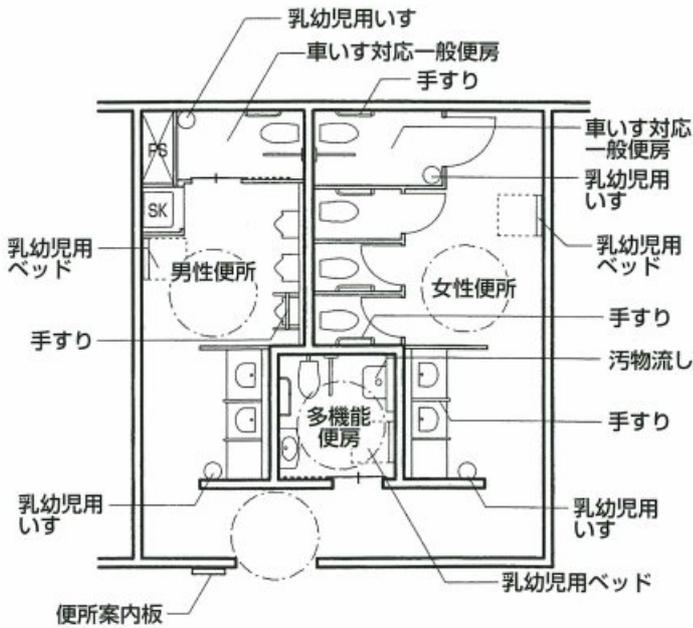
■ 便房の例1



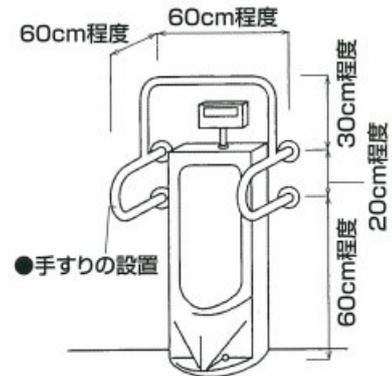
■ 便房の例2 (小規模施設等、例1が困難な場合)



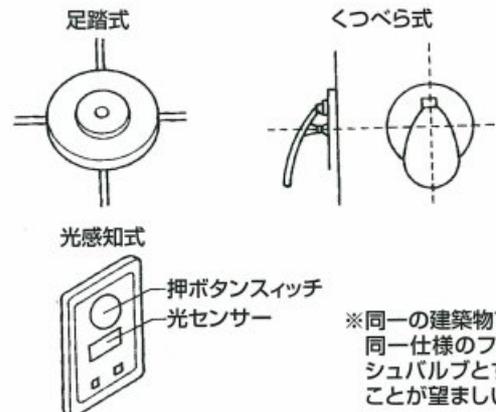
■ 便所



■ 床置き式小便器と手すりの設置例



■ フラッシュバルブの例



※同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(3) 男子用小便器の構造	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上を設けること。		松葉つえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。
(4) 点字等による案内	(4) 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所を設ける場合には、出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内設備を設けなければならない。		触知図等により、便所内の構造を案内することが望ましい。
(5) 乳児用いす、乳児用ベッドの設置	(5) 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に不特定多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、乳児用いす又は乳児用ベッドを設けること。		女性用便所だけでなく、男性用便所にも設けることが必要である。

## 人工肛門、人工ぼうこう保有者（オストメイト）について

### オストメイトとは

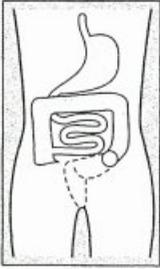
大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」（ギリシャ語でストーマ）をつくった人のことで、日本には約20万人以上のオストメイトがいるといわれている。

手術前とほとんど変わらない生活ができるが、多くの人が外出先での排泄に悩んでいる。

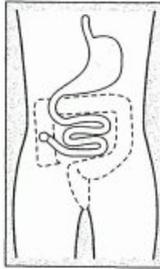
### ストーマの種類について

ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなることから、自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「パウチ」をストーマの上に貼り排泄物进行处理している。

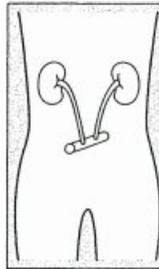
**■ストーマの種類**



コロストミー  
(結腸ストーマ)  
便は軟便～固形



イレオストミー  
(回腸ストーマ)  
便はたいてい水様



ウロストミー  
(人工膀胱)  
腎臓から回腸の一部などを経て尿を排泄する

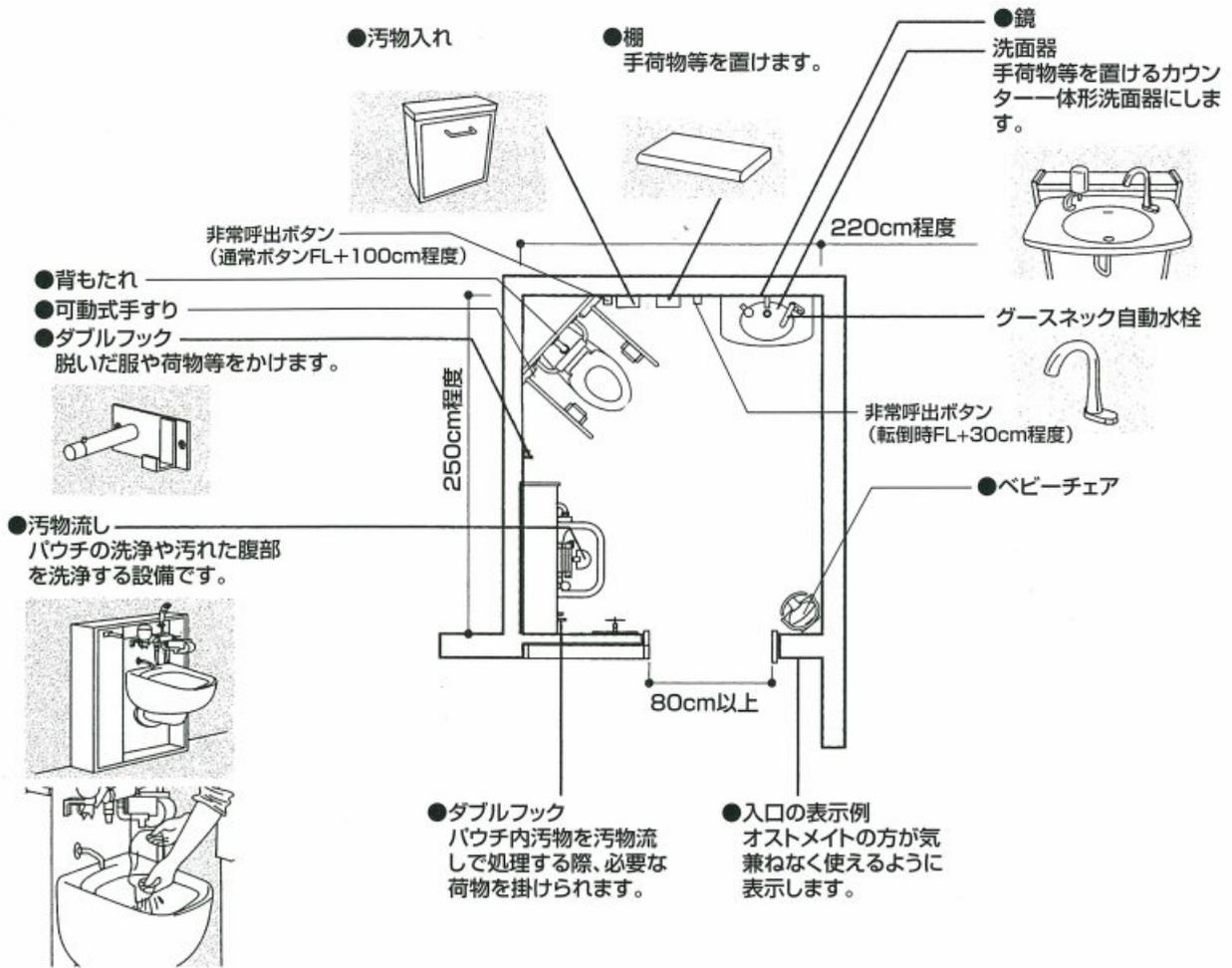
### 排泄処理方法について

パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、同時に、パウチや腹部の洗浄する必要がある。

従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられる。

- ・ 汚れた補装具（パウチ）や衣服、身体を洗う設備がない
- ・ 冬場でも腹部を洗いたいのに水しか出ない
- ・ 着替えや補装具（パウチ）などを一時置きする場所がない
- ・ パウチを正しく装着できているか確かめたいが、下腹部が映る鏡がない
- ・ 外見上は健常者と変わらないので、入口の表示が障がい者だけだと車いす用トイレに入りづらい

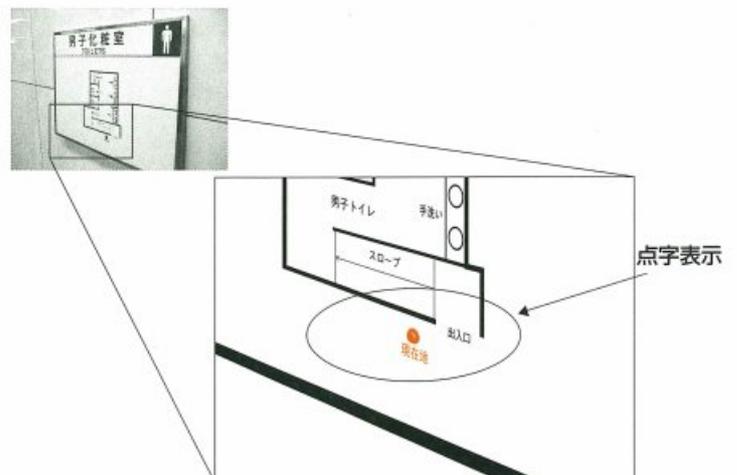
■ オストメイト対応の例



■ オストメイト対応トイレのサインの例



■ 点字案内（触知図）の例



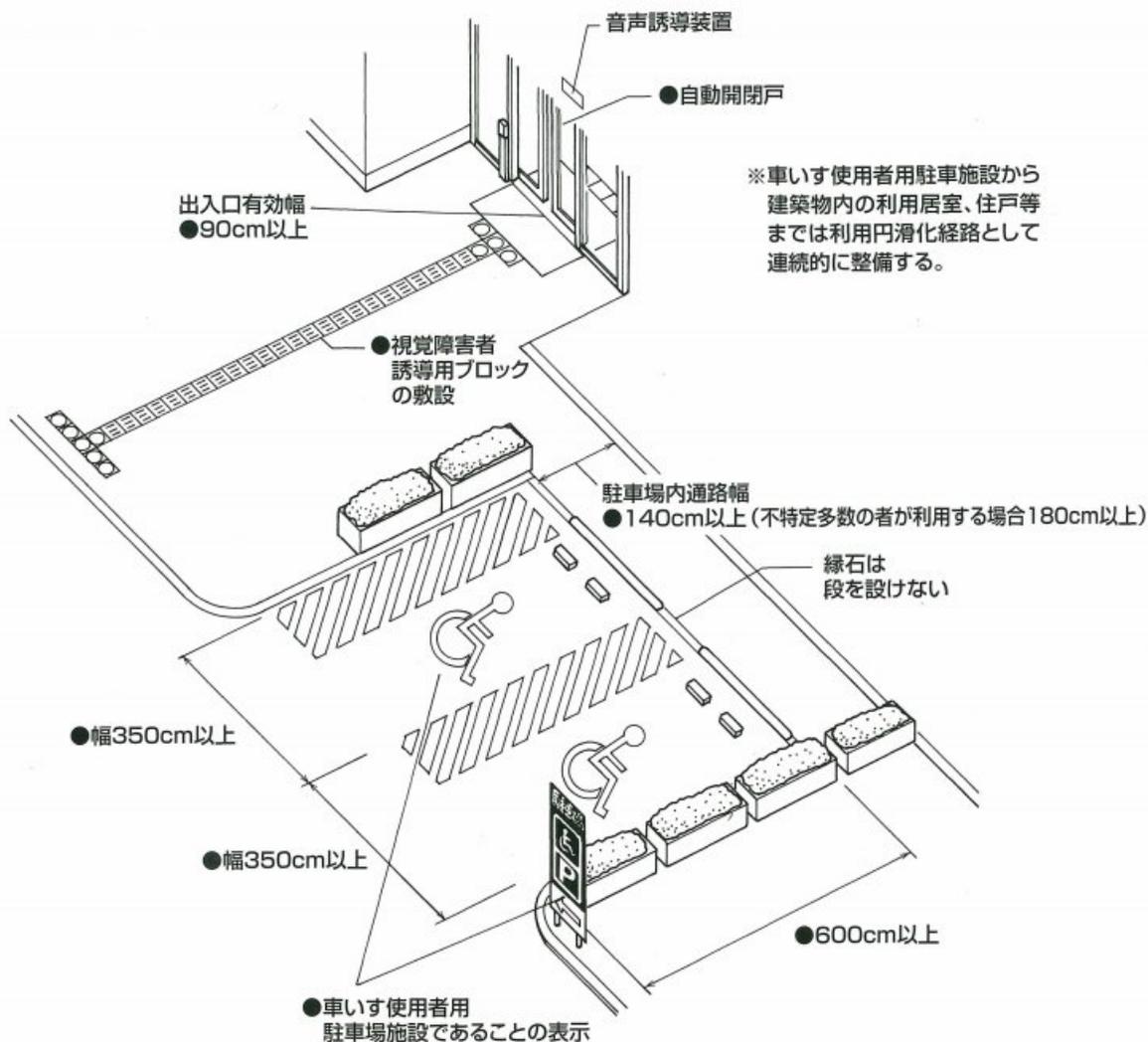
## 9 駐車場（別表2 1 建築物の表6の項）

障がい者や高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物にも車いす使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましい。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 車いす使用者用 駐車施設の設置	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車施設数が100を超える場合は、施設総数の1/100以上）設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全駐車施設数200台以下の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/50以上</li> <li>全駐車施設数200台超過の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/100+2以上</li> </ul>	
(2) 車いす使用者用 駐車施設の構造  幅・奥行き	(2) (1)の車いす使用者用駐車施設は、次の構造とする。 ア 幅は350cm以上、奥行きは600cm以上とすること。		<p>「幅350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース（210cm）に車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（140cm）を見込んだものである。</p> <p>「奥行き600cmとは、通常の駐車スペースの奥行き（500cm）に若干の余裕を見込んだものである。</p>
表示	イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>場内には必要に応じ、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。</li> </ul>	<p>車いす使用車用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。建て看板や、駐車スペースの床面に「国際シンボルマーク」を塗装表示する等、運転席から判別しやすいようにする。</p> <p>なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車いす使用車用駐車施設が判別できるという考えからである。</p>
位置	ウ 利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する。</li> </ul>	<p>「7 利用円滑化経路」を参照。</p>
(3) 誘導表示	(3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合（共同住宅に設ける場合を除く。）には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示をうこと。		<p>共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、誘導がなくても車いす使用車用駐車施設まで到達できるという考えからである。</p>

車いす使用者用駐車施設

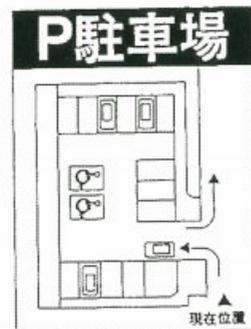
車いす使用者用駐車施設の整備例



車いす使用者用駐車施設の標識の例



駐車場の案内標識の例



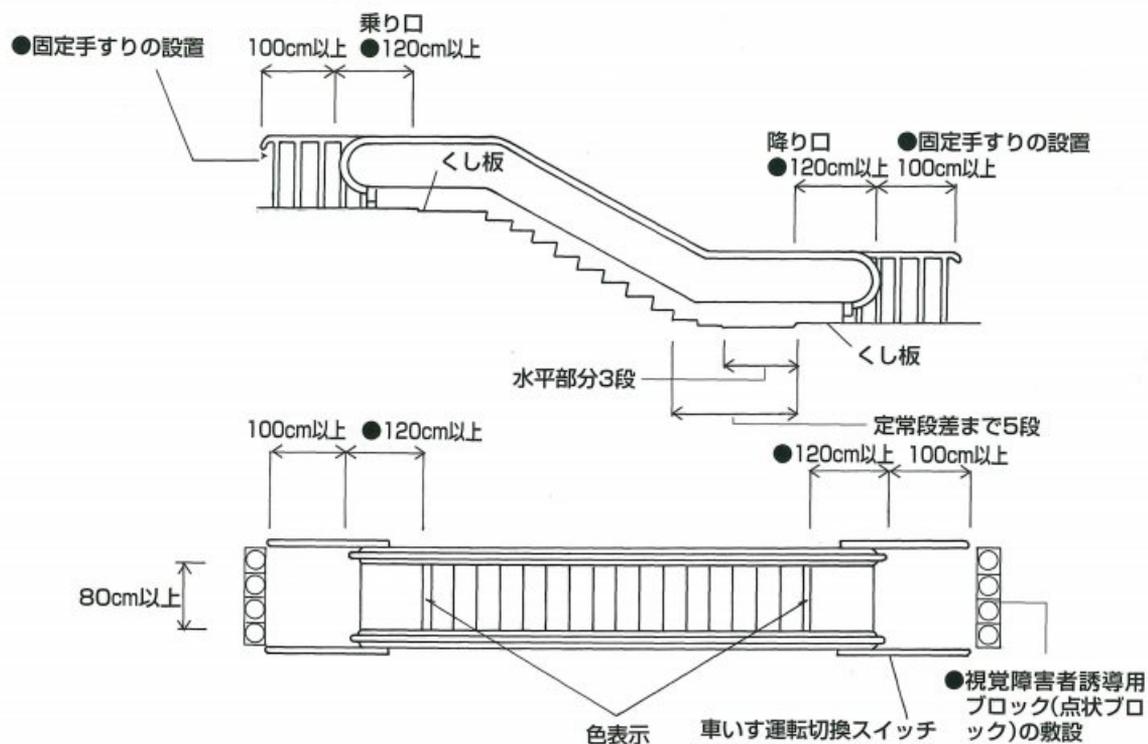
## 10 エスカレーター（別表2 1 建築物の表9の項）

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や歩行困難者にとっては便利な設備である。しかし、転倒時等には大きな事故となる危険もあるため、誰でも安全に利用できるように配慮が必要である。

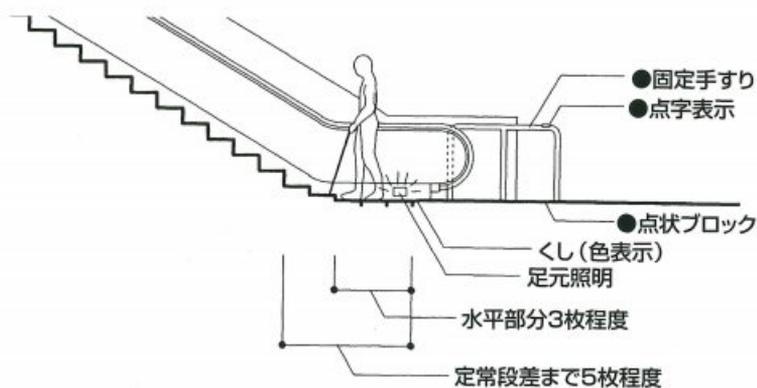
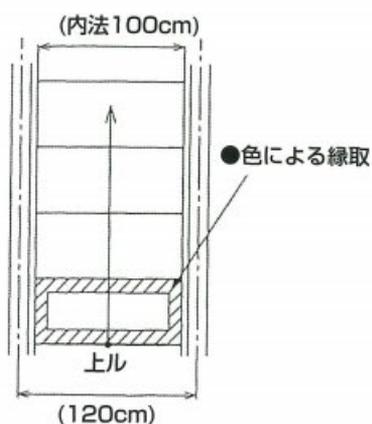
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
乗降口での手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を120cm以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降口に隣接したステップの水平部分は、3枚以上とする。</li> </ul>	<p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけずに転倒することがあるので、乗降口には長さ100cm以上の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p>
表面の仕上げ	<p>イ 踏み段及びくし板の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>くし歯は薄くする。</li> </ul>	
縁の表示	<p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p>		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>エ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと</p>		<p>点状ブロックにより、エスカレーターの存在を警告する。</p> <p>点字により、エスカレーターの昇降方向を表示する必要がある。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>幅100cm程度とする。</li> <li>定常段差までのステップは5枚程度とする。</li> <li>昇り下り両方向のエスカレーターを設置することが望ましい。</li> </ul>	

■ エスカレーターの整備

■ エスカレーターの整備例



■ ステップ部の縁取りの例

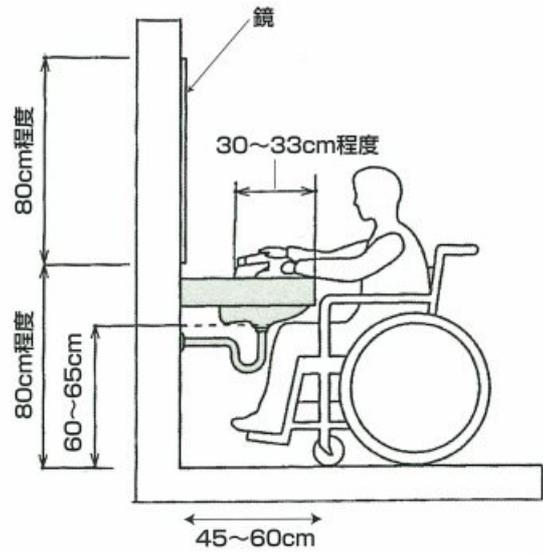
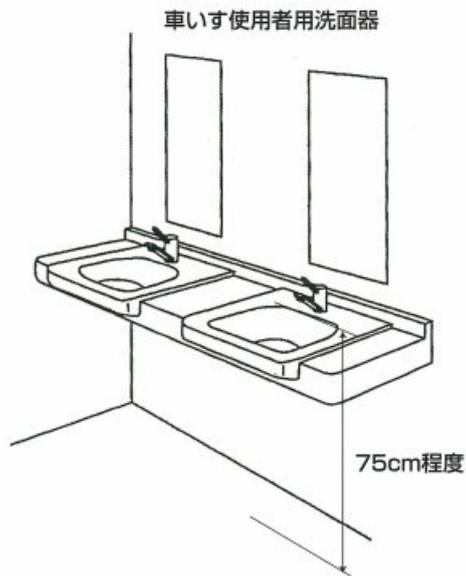


## 1.1 洗面所 (規則別表2 1 建築物の表10の項)

洗面所は、手を洗うだけでなく、身づくろいもするところであり、車いす利用者だけでなく、誰でも気軽に利用できるよう配慮する必要がある。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
床面の構造	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所(客室に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上を次の構造とする。</p> <p>ア 段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</li> </ul>	
洗面器の高さ	<p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面器の下部に高さ65cm、奥行き55cm程度の空間を設ける。</li> <li>鏡は洗面器上端から設置する。</li> </ul>	<p>高さは75cm程度とする。</p>
水栓器具の配慮	<p>エ 洗面器の1以上には、手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>		<p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>コンセント等の位置は、車いす利用者等の利用に配慮する。</li> </ul>	

洗面所の整備例  
洗面器の整備例

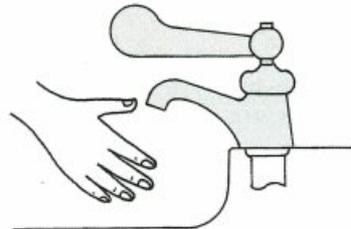


水洗器具の例

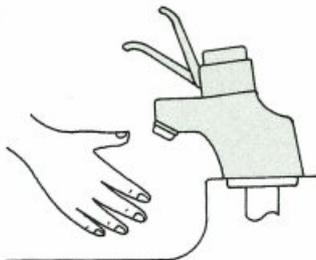
光感知式水洗



レバー式立水栓



レバー式混合栓



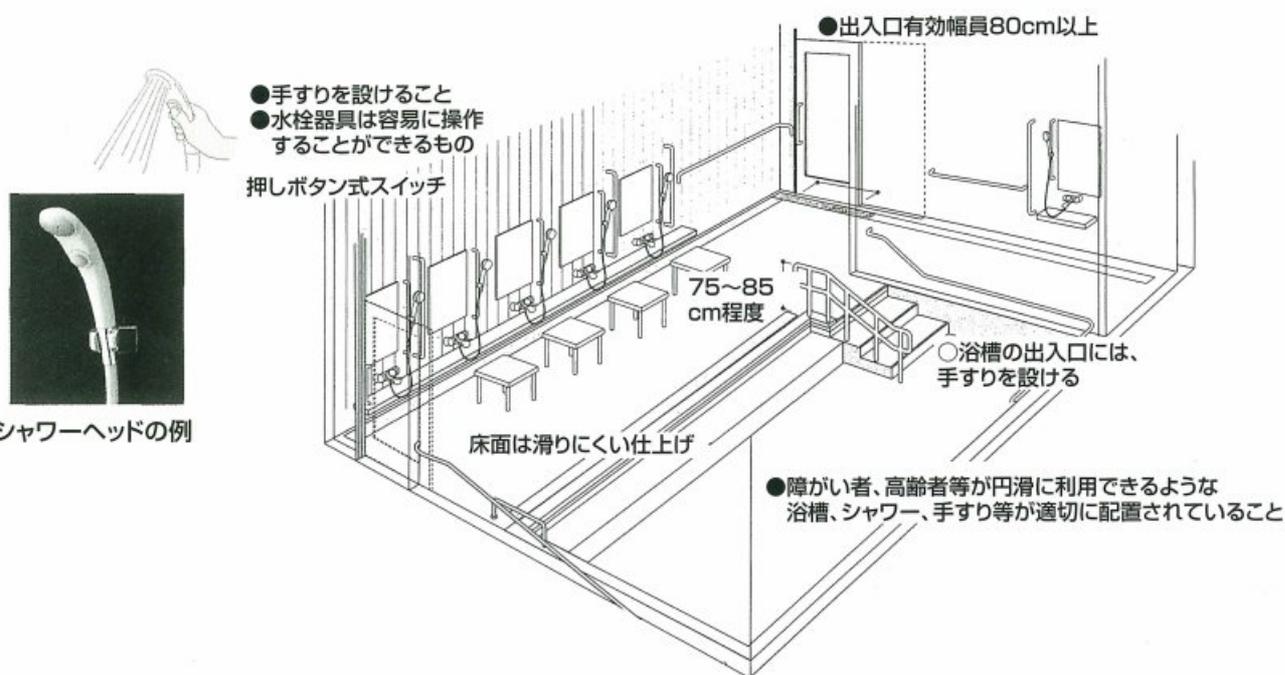
## 12 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室 (以下「浴室等」という。)(規則別表2 1 建築物の表11の項)

浴室は、障がい者、高齢者等にとって特に転倒の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。

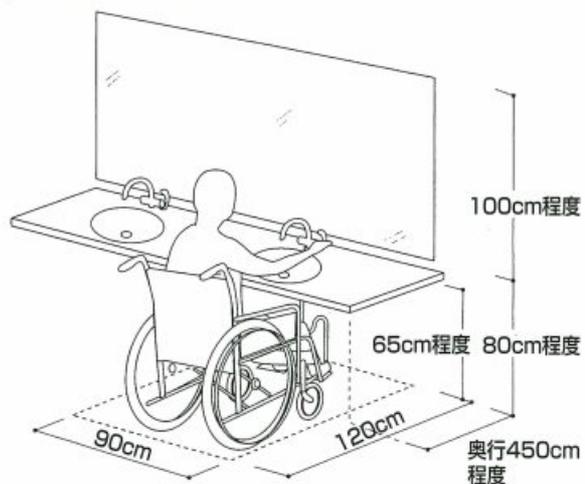
整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
床面の形状、仕上げ	<p>病院、ホテル等、老人ホーム・身体障がい者ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、宿泊施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する浴室等（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次の構造とする。</p> <p>ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。</p>		水平及び垂直に取り付ける
手すりの設置	<p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 必要に応じ、手すりを設けること。</p>		
室内の空間	<p>エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p>		
浴槽の高さ	<p>オ 浴槽は、縁の高さ等を障がい者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとする。</p>		
いす等の設置	<p>カ 浴室及びシャワー室にいすを設けること。</p>		
水栓器具	<p>キ 浴室及びシャワー室には、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷温水の区分は点字でも表示することが望ましい。</li> <li>・ シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。</li> </ul>	
脱衣ベンチの設置	<p>ク 脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面からの高さ40～45cm程度とし、移乗台と連続して設置することが望ましい。</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用ボタンを設置し、点字表示を併用することが望ましい。</li> <li>・ ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。</li> <li>・ 脱衣ロッカーは、補装具（義手・義足・つえなど）を入れるため、大きめのものを設ける</li> </ul>	

## 浴室等の整備

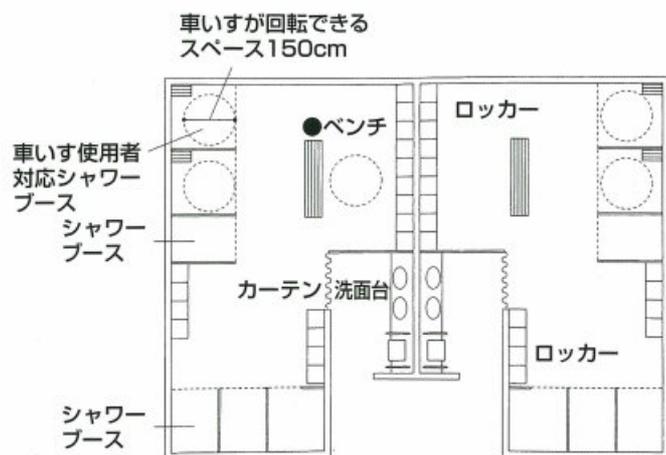
### 共同浴室の整備例



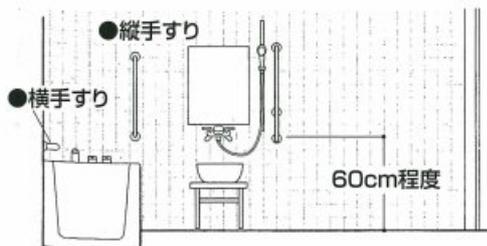
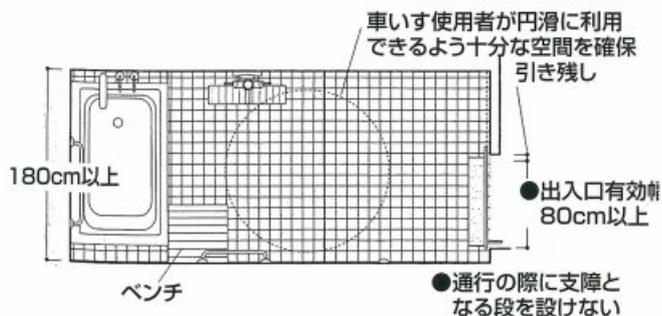
### 脱衣室、更衣室の洗面台



### 更衣室及びシャワー室



### 車いす使用者に対応した浴室

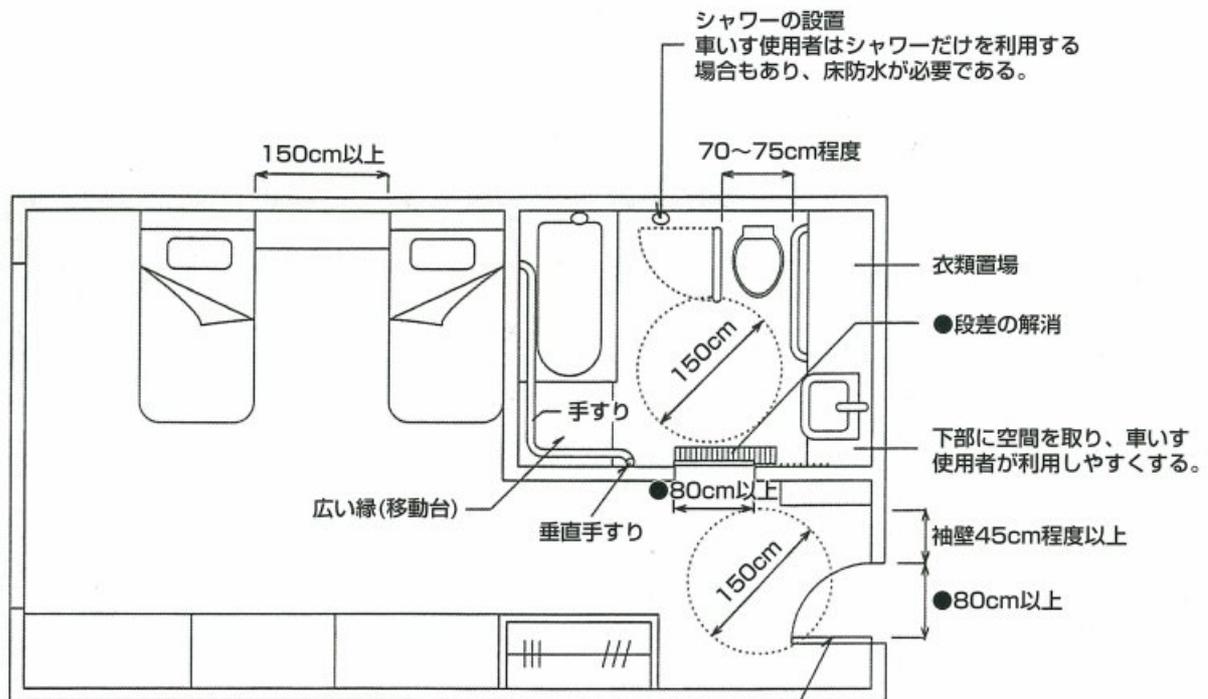


### 1.3 客室 (規則別表2 1 建築物の表12の項)

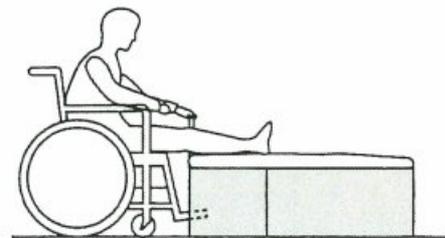
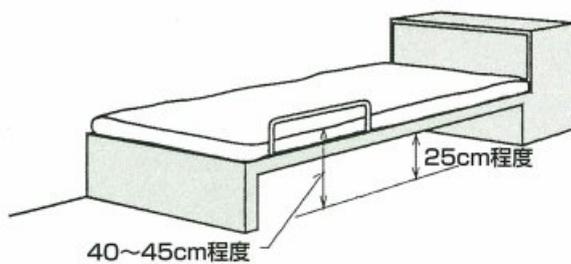
宿泊機能をもつ施設においては、車いす使用者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	望ましい整備	解説
(1) 客室の構造	(1) 宿泊施設 (床面積の合計が3,000㎡未満のものを除く。)に設ける客室のうち1以上は、次の構造とすること。		
室内の空間	ア 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。	・ ベッドの高さは、車いす使用者に配慮する。 ・ 床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。	客室は様々な平面計画が想定されるため、空間 (床面積) の具体的数値等を規定していないが、車いすが転回できるスペースを確保するなど、配慮が必要である。
出入口の構造	イ 出入口の幅は、内のを80cm以上とすること。 ウ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
スイッチ類	エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	・ 照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。	車いす使用者が手の届く位置に設置すること。
便所の構造	オ 便所はp94 (「8 便所」) (1)ウ及びエ、(2)アからキまでに定めるものとする。		
洗面所の構造	カ 洗面所は、p102 (「11 洗面所」) アからエまでに定めるものとする。		
浴室の構造	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。 (ア) p104 (「12 浴室等」) イからクまでに定めるものとする。 (イ) 段を設けないこと。 (ウ) 施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。		
聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	ク ファクス、点字付き電話機その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるような配慮した設備を設けること。 ケ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置を設けること。		聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用の聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。 視覚障がい者への配慮として、部屋番号 (算用数字) を浮き出したものとするなど、配慮すること。
(2) 客室の位置	(2) (1)の客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。		車いす使用者等に配慮した措置である。

## 客室の整備



一般的には引戸が望ましいが用途によっては引戸が避けられない場合は簡単に開閉できる構造のものとする。



ベッドの高さを車いすの座面高さに合わせる(約40cm~45cm)